

関西広域連合議会傍聴規則

平成23年1月15日
関西広域連合議会規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第292条において準用する法第130条第3項の規定に基づき、関西広域連合議会の会議（以下「会議」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に分ける。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、議長が別に定める。

(傍聴券等の交付)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴券又は傍聴証の交付を受けなければならない。

(傍聴の手續及び傍聴券)

第5条 会議を傍聴しようとする者は、自己の住所及び氏名を受付名簿に記入しなければならない。

- 2 傍聴券は、会議当日所定の場所で先着順により所定の事項を記入し交付する。
- 3 傍聴券の交付を受けた者は、傍聴券に記載された日に限り、傍聴することができる。

(傍聴証)

第6条 傍聴証は、報道関係者で傍聴しようとする者に交付する。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期を通じて、傍聴することができる。

(傍聴人の入場)

第7条 傍聴人が入場しようとするときは、指定の入口で傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の提示)

第8条 傍聴人は、係員からの要求を受けたときは、傍聴券又は傍聴証を提示しなければならない。

(傍聴券等の返還)

第9条 傍聴券は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければならない。

- 2 傍聴証の交付を受けた者は、当該会期が終わったときは、傍聴証を速やかに返還しなければならない。

(傍聴人員の制限)

第10条 議長において特に必要があると認めるときは、傍聴席の傍聴人の人数を制限することができる。

- 2 前項の制限をしたときは、傍聴券の交付を受けた者であっても、入場すること

ができない。

(傍聴人の再入場の制限)

第11条 法第292条において準用する法第130条第1項の規定に基づき、議長から退場させられた者は、当該退場させられた日の当該会議が継続している間、傍聴席に再び入場することができない。

(議場への入場禁止)

第12条 傍聴人は、議場に入ることができない。

(傍聴席に入ることができない者)

第13条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒、杖その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者。ただし、議長の許可を得た者を除く。
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第15条の規定により、撮影又は録音することにつき議長の許可を得た者を除く。
- (5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者
- (7) 酒気を帯びていると認められる者
- (8) 異様な服装をしている者
- (9) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要を認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第14条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言動に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑い、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。

(6) みだりに席を離れないこと。

(7) 不体裁な行為又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

(8) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第15条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に議長の許可を得た者は、この限りでない。

2 前項ただし書きの規定により許可を得た者が撮影し又は録音等しようとするときは、当該許可証を着用しなければならない。

(係員の指示)

第16条 傍聴人は、すべての係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第17条 法第292条において準用する法第130条第1項及び第2項に定めるものを除くほか、傍聴人がこの規則に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第18条 この規則に定めるもののほか、傍聴に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。